長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度について

長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 子宮がん検診精密検査医療機関登録要件の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 子宮がん検診精密検査医療機関登録要件	長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 実施要領 子宮がん検診精密検査医療機関登録要件
I 設備等 (以下の項目を全て満たすこと) (略)	I 設備等 (以下の項目を全て満たすこと) (略)
2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと) (略)	2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと) (略)
3 研修会、講習会、関連学会等への参加 (1)精密検査を担当する日本婦人科腫瘍学会専門医及び指導医、日本産科婦人科学会専門医及び指導医は、常に子宮がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、以下の研修会等のいずれかに2年に1回以上参加することを要件とする。可能であれば毎年参加することが望ましい。 ①長崎県がん検診精度管理医師等研修会(e-learning も含む) ②上記の他、県子宮がん委員会で別に認められた研修会等 ③次の(ア)~(I)に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会 (ア) 日本婦人科がん検診学会 (1) 日本婦人科腫瘍学会 (ウ) 日本産科婦人科学会 (エ) 日本臨床細胞学会	3 研修会、講習会、関連学会等への参加 (1)精密検査を担当する医師は、常に子宮がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県子宮がん委員会が指定する研修会 (e-learning も含む)については、2年に1回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。また、県子宮がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに2年に1回以上出席することでも要件を満たすこととする。 (ア) 日本婦人科がん検診学会 (1) 日本婦人科腫瘍学会 (ウ) 日本庭科婦人科学会 (エ) 日本臨床細胞学会
(エ) 日本臨床細胞学会 (2) (I) の研修会等参加者は、受講証、参加証等(コピーで可)を提出すること。	(I) 日本臨床細胞学会 (2) 上記の <u>参加者</u> は、受講証、参加証等(コピーで可)を提出すること。

4 その他

- (1)精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2)発見子宮がんに関して、県子宮がん委員会等が実施する事後調査、確定 調査等に積極的に協力すること。
- (3) 県子宮がん委員会より要請があった場合、精検症例を県子宮がん委員会等に提出して討議できること。

4 その他

- (I)精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2)発見子宮がんに関して、県子宮がん委員会等が実施する事後調査、確定 調査等に積極的に協力すること。
- (3)精検症例を県子宮がん委員会等に提出して討議できること。